

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月12日（令和5年（行情）諮問第806号）

答申日：令和6年12月4日（令和6年度（行情）答申第677号）

事件名：特定労働保険事務組合及び特定特別加入団体に係る労働保険事務組合認可通知書等の文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる7文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」といい、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書1につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月17日付け長崎労開第19号により長崎労働局長（（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年特定都道府県社会保険労務士会に労働保険事務組合が認可された。（略）

ア 不開示とした部分とその理由について

- ①「上記1の行政文書については、個人に関する情報であって、氏名及び印影といった特定の個人を識別することができる情報が記録されており、当該部分は法5条1項の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きからハのいずれにも該当しないため、不開示とした。」とするについて

- ②「上記1の行政文書については、特定の法人その他の団体に関する情報であって、その名称、提出文書内容及び事業内容を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されており、当該情報は法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。」について
- ③「上記1の行政文書については、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出された情報が含まれており、当該情報は法5条2号ロの不開示情報に該当するため、不開示とした。」について

イ 不開示の理由がないこと

(ア) 上記アの①について

労働保険事務組合は、母体団体に認可をするのであるから「法人等を代表する者に関する情報」については当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については「個人情報」に該当しない。(最判平成15. 11. 11)

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可団体であり、その事業主の団体またはその連合団体であるから法5条1号の不開示情報にはあたらない。

労働保険徴収法33条4項には、「厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。」としている。労働保険事務組合の認可には金銭管理が厳重なことはいうに及ばず労働保険と雇用保険の被保険者の取得、喪失等やその他労働保険事務処理如何では、業務上疾病や死亡等の補償給付あるいは失業給付が受けられず、生活が困窮し命に関わる事態に陥らないとも限らないので、5条1号ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の除外規定にあたることから開示されるべきである。

(イ) 上記アの②について

労働保険事務組合は、厚生労働省の労働保険徴収法に定める認可団体である。事業主団体等がその構成員のために労働保険の事務手続きと労働保険料徴収を政府に代わって代行し、その見返りに報奨金の支払いがあるだけのことである。地域も限定され当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはない。

5条2号イ該当性判断にあたって具体的に害悪発生の説明がない。それよりも公になれば、事業主はどこに労働保険事務を委託したら、事務処理が適切で金銭管理も信頼に足る事務組合かの選択要素として重要な情報に資することになる。

(ウ) 上記アの③について

5条2号ロの考え方は、「行政機関の要請を受けて」とは、法律上行政機関への情報提出が義務付けられていて、その権限により行政機関が情報収集する場合を除く趣旨であるから開示は免れないとしている。

労働保険事務組合を認可するか否かの審査のための審査基準については、行政手続法5条には（審査基準）の定めがあり、具体的にあらかじめ用意し、公にすることが義務づけられている。

労働保険事務組合の監査及び調査あるいは、許認可の審査においては、行政機関に法律上、必要書類として提出が義務付けられているものである。情報提供者側が暗黙の前提として、単に非公開約束があったか否かを問わず、行政指導のため提出させるわけで、非公開約束を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるといえる場合に限り、5条2号により非公開としようとしているので合理的理由がないのであるから当然に公開である。

ウ 不開示とした文書とその理由

「上記1の行政文書のうち改善指示に関する文書については、存否を明らかにすることによって改善指示の事実の有無が明らかになり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、当該文書は法5条2号イの不開示情報に該当するため、存否の応答を行わないこととした。」について

エ 不開示とした文書とその理由がないこと

(略) 当該労働保険事務組合は特定会を母体とする団体ではなく、特定会とは別団体である特定団体という任意団体に認可されていることも判明した。ところが会計処理は特定団体母体と特別会計の区別はされていない。帳簿の備え付けも形式的には整っているが、現場での事務効率が優先され、実際のやり方等の調査や聴取を監察官がされていたのかどうか疑問もある。

監察官の定期的指導監察の指導内容が公になれば、会員全員が共有でき不適切処理もいち早く改善され、万が一の不正、流用への誘惑も防ぐことができるのではないかと。

また、監察を受ける側、監察する側双方緊張感をもって業務にあたることができ、効率的な業務に資することになる。

オ 結語

以上から、本件不開示部分は、労働保険事務の遂行に支障が生じる蓋然性はなにひとつ認められない。法5条1号、法5条2号イ、法5条第2号ロのいずれにも該当しないのであるから、審査請求趣旨どおりの決定を求める。

(2) 意見書

ア 法5条各号該当性について

(ア) 「法5条1号該当」するとの主張について

(イ) 書きで「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」としてあります。特定団体は、開業社会保険労務士とその委託事業所を会員とする団体ですから、いずれも事業を営む個人又は法人です。プライバシー情報でもないのですから不開示情報に該当しません。

加えて、ロには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」という除く規定がわざわざ設けられています。労働保険事務組合に委託できる事業主は、中小零細企業の事業主で規模が限定されており、事業主の事務負担軽減のため、事業主に代わって労働保険事務の処理をする制度とされているのです。ですから、専門の担当者を置くことができないため労働保険に十分精通しているとは限らない事業主ということができます。労働保険（労災保険、雇用保険）は、業務上の負傷、疾病、障害、死亡そして、失業等労働者の予期せぬ事故に対して労働者の迅速かつ公正な保護をするため必要な給付を行うことを目的としています。労働保険事務組合の誤った手続や手続漏れによって、受けるべき補償や給付を受けられなくなるということがあってはならないのです。まさに労働者にとっては、生命、健康、生活又は財産を脅かされる危険を孕んでいます。開示されない理由は見当たりません。

(イ) 不開示部分が、「法5条2号イ、ロに該当する」との主張について

本条2号においても、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とイ、ロの前に規定されています。

法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報の非開示情報にはあたらないと判示されています。

(最判平成15. 11. 11民集57巻10号1387頁)。加えて、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれについて具体的にどのように害されるのか明らかにされて

いません。

労働保険事務組合を、「労働保険料の徴収と納付について責任ある団体」であるとして、当該団体に認可するかどうか、又不適正な取扱いがあれば取り消す可能性もあるということについて監査又は調査をしているのであって、決して慣れ合いや形式的であってはならないはずです。

「審査内容については、公にしないとの条件で…」と主張していますが、労働保険事務組合の認可基準も団体の承認基準も行政手続法5条で行政庁は、審査基準を定め公にすることが義務付けられています。許可あるいは承認を受けるため任意に提供したものではなく、認可要件を満たす証拠として必要添付提出しています。

公になることは承知で誰に見られても間違いのないものを提出しているはずです。故意でなく単に、間違いなら訂正させれば良く、公開することが公益上の利益にも叶っているというものです。

(ウ) 不開示部分が、「法5条6号のイに該当する」との主張に対して

令和5年度（行情）諮問第805号で述べたことと重複しますが、労働保険事務組合の手続上の不手際で給付が受けられず、泣き寝入りをせざるを得ない労働者も過去には相談を受けたこともあります。

労働者救済のための公的相談コーナーも充実してきてはいますが、地域によっては経営者団体の力は強く、当該地域での転職を考えればトラブルを避け沈黙せざるを得ない労働者も少なからずいるのです。労働保険事務の手続は、事業主から委託されている内容が法律上限定されているにもかかわらず、事務効率という名のもと、ハローワークと団体の間は双方向のやりとりも黙認されているのが実態です。

委託事業主である中小企業事業主とそこで働く労働者は、労働保険の事務手続が適正になされて安心して働くことができるように、認可団体である労働保険事務組合の許認可内容や承認団体の内容は、公にして頂きますようお願いいたします。違反を摘発するより、公にした方が予防効果も期待できます。

長年、労働保険事務組合の手続には間接的に疑問がある手続の内容が多々あると感じてきました。特定団体の会員として、直に労働保険事務組合内部に少し関わってみると会計処理も要領に沿っているのかどうか、第三者への外注が認められていないはずにもかかわらず第三者に委託されていることにならないか。母体と事務組合経理が混同されていることにならないか。備え付け帳簿の三帳簿も

果たして適正なのか。故意ではなく、認識の誤りによる間違い等に対して、監査、調査の結果、指導書や是正勧告書はどのように交付されてきたのか。過去、いろいろな場面で労働保険事務組合にもった疑問が現実として目の当たりになったとしか思えない状態に今、遭遇しています。監査調査が適正であったことの証左として、万が一にも違法処理や不適切処理が保護されることがなきよう是非開示して頂きますようお願いいたします。

(エ) (ア), (イ), (ウ) により、いずれも法5条4号、8条には該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和5年1月17日付け（同月18日受付）で、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「特定労働保険事務組合、特定特別加入団体A及び特定特別加入団体Bにかかる設立認可申請の認可に伴う要件具備に関する適否の調査内容一切、又、設立認可後の上記組織の定期又は臨時調査内容とその後の指導内容一切」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁は原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年6月15日付け（同月16日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は、特定労働保険事務組合等の設立認可申請並びに認可後の調査及び指導に関する行政文書であり、処分庁は、以下の文書を本件対象文書として特定した。

(ア) 特定労働保険事務組合にかかる労働保険事務組合認可通知書ほか関係書類（文書1）

当該行政文書は、以下の文書により構成されている。①労働保険事務組合認可通知書（適用事務様式19の1、同様式19の2、同様式19の3）、②労働保険事務組合認可通知（適用事務様式19の4）、③労働保険事務組合認可申請に係る審査、④労働保険等労働保険事務組合認可申請書（様式第16号（第63条関係）（表面）

(裏面), ⑤労働保険事務組合「特定労働保険事務組合」の事業主加入計画(案), ⑥事業主のみなさんへ「特定労働保険事務組合」を通じた労災保険特別加入のご案内と題するチラシ, ⑦社会保険労務士の仕事と題するチラシ, ⑧農業事業主のみなさんへ「特定労働保険事務組合」を通じた労災保険特別加入のご案内と題するチラシ, ⑨長崎県社会保険労務士会員の訪問について, ⑩特定労働保険事務組合の事務組合認可について, ⑪労働保険事務組合認可申請書の提出について, ⑫労働保険事務組合認可申請に係る確認書(所署作成用), ⑬特定労働保険事務組合定款, ⑭特定労働保険事務組合設立総会議事録, ⑮特定労働保険事務組合事務処理規約, ⑯特定労働保険事務組合団体名簿, ⑰特定労働保険事務組合社労士会員名簿, ⑱委託事業主(予定)一覧表, ⑲委託承諾書, ⑳平成26年度事業計画, ㉑一般会計 平成26年度収入支出予算書, ㉒経歴書, ㉓平成26年度 通常総会議案書 長崎県社会保険労務士会, ㉔社会保険労務士倫理綱領, ㉕推薦状(全国社会保険労務士連合会 会長及び長崎県社会保険労務士会 会長), ㉖特定労働保険事務組合の事業主加入計画(案), ㉗残高証明書, ㉘誓約書, ㉙特定労働保険事務組合の基金積立計画, ㉚特定労働保険事務組合の社会保険労務士会員の2年以上の経験について。

(イ) 特定特別加入団体Aにかかる労働者災害補償保険特別加入申請書(一人親方等)ほか関係書類(文書2)

当該行政文書は, 以下の文書により構成されている。①労働者災害補償保険特別加入申請書(一人親方等)(様式第34号の10), ②決議情報確認リスト, ③決議情報確認リスト(別紙), ④一人親方等団体特別加入承認にかかる審査, ⑤特定特別加入団体A 会則, ⑥特定特別加入団体A 建設事業の一人親方等業務災害の防止に関する規定, ⑦特定特別加入団体A 設立総会議事録, ⑧特定契約に関する承諾書, ⑨組様式第1号 労働保険事務等委託書

(ウ) 特定特別加入団体Bにかかる労働者災害補償保険特別加入申請書(一人親方等)ほか関係書類(文書3)

当該行政文書は, 以下の文書により構成されている。①労働者災害補償保険特別加入申請書(一人親方等)(様式第34号の10), ②決議情報確認リスト, ③決議情報確認リスト(別紙), ④一人親方等団体特別加入承認にかかる審査, ⑤特定特別加入団体B 会則, ⑥特定特別加入団体B 運輸事業の一人親方等業務災害の防止に関する規定, ⑦特定特別加入団体B 設立総会議事録, ⑧特定契約に関する承諾書, ⑨特定契約に関する覚書, ⑩組様式第1号 労働保

険事務等委託書

(エ) 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成27年度）（文書4）

当該行政文書は、以下の文書により構成されている。①復命書、②労働保険事務組合監査復命書、③新規委託事業場名簿、④委託事業所数拡大の見込みについて、⑤農業事業主のみなさんへ「特定労働保険事務組合」を通じた労災保険特別加入のご案内と題するチラシ、⑥社会保険労務士の仕事と題するチラシ、⑦事業主のみなさんへ「特定労働保険事務組合」を通じた労災保険特別加入のご案内と題するチラシ、⑧特定労働保険事務組合の事業主加入計画

(オ) 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成28年度）（文書5）

当該行政文書は、以下の文書により構成されている。①復命書、②労働保険事務組合監査復命書、③別添「事務組合のマイナンバー制度への対応に係る監査の確認内容等について」、④復命書（保険料等算定基礎調査事蹟書）、⑤労働保険事務組合台帳、⑥労働保険事務組合台帳（続紙）、⑦新規委託・委託解除・還付一覧 No.1、⑧新規委託事業場名簿、⑨普通預金通帳写し、⑩FAX送付票、⑪領収済通知書写し、⑫特定銀行と題する帳簿、⑬特定労働保険事務組合の平成28年度通常総会議案書、⑭特定労働保険事務組合事務処理規約、⑮労働保険事務等委託書、⑯特定個人情報の取扱いに関する覚書、⑰特定株式会社の所在地、名称、代表者の氏名が記載された紙、⑱特定個人情報取扱規程、⑲特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針、⑳○当センターで取り扱う事務の範囲および利用目的、㉑特定個人情報等の運用状況記録票、㉒特定行為の管理台帳、㉓特定行為の記録簿。

(カ) 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成29年度）（文書6）

当該行政文書は、以下の文書により構成されている。①復命書、②労働保険事務組合監査復命書、③復命書（保険料等算定基礎調査事蹟書）、④労働保険事務組合台帳、⑤労働保険事務組合台帳（続紙）、⑥新規委託・委託解除・還付一覧 No.1、⑦表題のない集計表、⑧新規委託事業場名簿、⑨（別紙資料 No.2）滞納事業場の状況、⑩年度途中の成立・解除分 別添、⑪特定労働保険事務組合の平成29年度通常総会議案書、⑫特定労働保険事務組合事務処理規約、⑬特定個人情報取扱規程、⑭特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針、⑮特定労働保険事務組合で取り扱う特定個人情報

に関する文書，⑯特定個人情報の取扱いに関する覚書，⑰普通預金通帳写し，⑱特定帳簿，⑲特定銀行（特定会計）と題する帳簿，⑳手書きメモ，㉑特定銀行特定サービスご利用控及び手書きメモ，㉒

I．特定労働保険事務組合についてと題する文書。
(キ) 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（令和3年度）（文書7）

当該行政文書は，以下の文書により構成されている。①復命書，②労働保険事務組合監査復命書，③特定労働保険事務組合の令和3年度通常総会議案書，④特定特別加入団体Aの令和3年度通常総会議案書，⑤特定労働保険事務組合定款，⑥特定労働保険事務組合事務処理規約，⑦特定労働保険事務組合特定個人情報取扱規程，⑧特定行為の記録票，⑨特定行為の管理台帳，⑩特定行為の記録簿，⑪特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針，⑫○当センターで取り扱う事務の範囲および利用目的，⑬労働保険事務等委託解除通知書，⑭組機械様式第4号 労働保険 労働保険事務等処理委託事業主名簿，⑮組機械様式第11号 労働保険 令和2年度 労働保険料等徴収及び納付簿，⑯組様式第8号 労働保険料等領収書（控），⑰特定労働保険事務組合作成の文書，⑱領収証，⑲普通預金通帳写し，⑳特定銀行（特定会計）と題する帳簿。

(ク) 「改善指示に関する文書」（本件対象文書2）について

当該行政文書は，仮に存在するとすれば，長崎労働局長が特定労働保険事務組合の監査結果及び事務処理改善について指導した文書並びに特定労働保険事務組合が長崎労働局長に報告した当該指導に対する報告及び添付書類が対象となるものと解することが相当である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条各号該当性（別表2の3欄に掲げる情報に限る。）

a 上記ア（ア）（文書1），（イ）（文書2）及び（ウ）（文書3）
の不開示部分

当該不開示部分には，氏名及び印影など特定の個人を識別することができる情報が記録されており，法5条1号に掲げる不開示情報に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

また，当該不開示部分には，法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されており，これを公にすると，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに掲げる不開示情報に該当する

ため、不開示とすることが妥当である。加えて、審査内容については、公にしないとの条件で任意に提供されたもの等から判断されるものも含むことから、法5条2号ロに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、個人、法人の印影については、記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

b 上記ア（エ）（文書4）の不開示部分

当該不開示部分には、氏名及び印影など特定の個人を識別することができる情報が記録されており、法5条1号に掲げる不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分には、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されており、これを公にすると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。加えて、審査内容については、公にしないとの条件で任意に提供されたもの等から判断されるものも含むことから、法5条2号ロに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、監査に関する復命書に記載する事務組合の評価の記載については、これを公にすると、監査の方法・重点等が明らかになることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

c 上記ア（オ）（文書5）、（カ）（文書6）及び（キ）（文書7）の不開示部分

当該不開示部分には、氏名及び印影など特定の個人を識別することができる情報が記録されており、当該部分は法5条1号に掲げる不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分には、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されており、これを公にす

ると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。加えて、審査内容については、公にしないとの条件で任意に提供されたもの等から判断されるものも含むことから、法5条2号ロに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、個人、法人の印影については、記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすると、犯罪の予防等公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、監査に関する復命書に記載する事務組合の評価の記載については、これを公にすると、監査の方法・重点等が明らかになることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法8条該当性

a 存否応答拒否について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

b 法5条2号イについて

本件対象文書2の存否を明らかにすることは、特定労働保険事務組合が長崎労働局から不適切な事務処理がある旨の指摘を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

本件存否情報が公にされた場合、当該特定労働保険事務組合に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、労働保険事務処理を取り扱う同業他団体や社会保険労務士との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件対象文書2の存否を答えることは、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という不開示

情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、本件対象文書2の存否を明らかにせず、開示請求を拒否することが相当である。

ウ 新たに開示する部分について（別表1に掲げる情報に限る。）

（ア）特定労働保険事務組合にかかる労働保険事務組合認可通知書ほか関係書類（文書1）

特定労働保険事務組合の会長の氏名（フリガナ、電話番号を含む）、整理番号及び役職の名称については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示する。

（イ）特定特別加入団体Aにかかる労働者災害補償保険特別加入申請書（一人親方等）ほか関係書類（文書2）

会則に係る条文の括弧書き及び受付印については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示する。

（ウ）特定特別加入団体Bにかかる労働者災害補償保険特別加入申請書（一人親方等）ほか関係書類（文書3）

会則に係る条文の括弧書き、受付印及び他の文書において開示している部分と同一箇所の不開示部分については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示する。

（エ）労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成27年度）（文書4）

特定労働保険事務組合の会長の氏名、他の文書において開示している部分と同一箇所の不開示部分については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示することとする。

（オ）労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成28年度）（文書5）

特定労働保険事務組合の会長の氏名、通常総会の議案書の名称、団体名及び他の文書において開示している部分と同一箇所の不開示部分については、法5条各号のいずれにも該当しないため、これらについては、新たに開示することとする。

（カ）労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成29年度）（文書6）

特定労働保険事務組合の会長の氏名、通常総会の議案書の名称及び団体名及び他の文書において開示している部分と同一箇所の不開示部分については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示することとする。

（キ）労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（令和3年度）（文書7）

特定労働保険事務組合の会長の氏名、通常総会の議案書の名称及び団体名及び他の文書において開示している部分と同一箇所の不開示部分については、法5条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示することとする。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、原処分により不開示とされた部分は、不開示情報に掲げられた法5条1号並びに2号イ及びロに該当しない旨の主張をし、原処分の取消しを求めているが、不開示情報該当性については、上記イで示したとおりであるため、その主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象文書については、上記(3)ウで開示するとした部分については新たに開示し、その余の部分については、法5条4号及び6号イを加え、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、令和5年9月12日付け厚生労働省発基0912第5号により諮問した令和5年(行情)諮問第806号に係る理由説明書について、改めて検討した結果、下記のとおり、補充して説明する。

理由説明書別表1の文書1 特定労働保険事務組合にかかる労働保険事務組合認可通知書ほか関係書類^㉕及び^㉖における不開示情報の法5条該当号について、「2号イ」を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年10月23日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和6年8月30日 本件対象文書1の見分及び審議
- ⑥ 同年10月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年11月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで同号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する

原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書1につき、不開示部分のうち、一部（別表1に掲げる部分）を新たに開示することとするが、その余の部分（別表2の3欄に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示情報の適用条項を追加し、法5条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号イに該当するとして不開示を維持することが妥当であるとし、また、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで同条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきとしていることから、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表2の6欄に掲げる部分）について

ア 別表2の通番84、通番93、通番120及び通番144の6欄に掲げる部分については、「労働保険事務組合監査復命書」中の「組合種別」欄に、それぞれの組合種別が記載されている。

当該部分は、個人に関する情報に該当せず、また、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められない。また、処分庁が行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別表2の通番18、通番24及び通番34の6欄に掲げる部分については、法人の代表者の氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号の個人に関する情報に該当するものの、役職名から推認できる情報である。また、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められず、その内容を公にしないとの条件を維持すべき理由も認められない。また、通番34については、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに2号イ及びロのいずれにも該当せず、また、通番34については、同条4号にも該当せず、開示すべきである。

ウ 別表2の通番19の6欄に掲げる部分については、特定労働保険事務組合の会員に関する情報が記載されている。

当該部分は、関連団体のウェブサイトにおいて公表されている情報であり、慣行として公にされていることが認められる。また、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められず、その内容を公にしないとの条件を維持すべき理由も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表2の3欄に掲げる部分のうち、同表の6欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条1号並びに2号イ及びロについて

別表2の通番18ないし通番20、通番24、通番100、通番103ないし通番105、通番107、通番125、通番127、通番129、通番137ないし通番140、通番142、通番159、通番162、通番164、通番165の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、特定労働保険事務組合の役員及びその経歴書、同組合への委託事業主、収入及び支出に係る記録、個人情報等の取扱い等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

別表2の通番1ないし通番6、通番38、通番40ないし通番55、通番61、通番63ないし通番79、通番89、通番92、通番119の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、特定労働保険事務組合の認可申請に係る審査、特定特別加入団体A及びBへの加入希望者、当該団体の会則、特定労働保険事務組合に係る今後の見込み等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条2号イ及びロ該当性について

別表2の通番8ないし通番15、通番17、通番22、通番23、

通番 25 ないし通番 27, 通番 31 ないし通番 33, 通番 88, 通番 90, 通番 91, 通番 101, 通番 106, 通番 109, 通番 113 ないし通番 118, 通番 126, 通番 128, 通番 130, 通番 131, 通番 133 ないし通番 135, 通番 141, 通番 143, 通番 150 ないし通番 157, 通番 160 の 3 欄に掲げる不開示部分のうち, 別表 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分には, 特定労働保険事務組合の事業主加入計画案, 内規, 事業計画, 収入支出予算書, 残高証明書, 委託事業場名簿, 個人情報取扱い等に関する情報が含まれており, これを公にすると, 当該組合等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, これらの部分は, 法 5 条 2 号イに該当し, 同号ロについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

エ 法 5 条 1 号, 2 号イ及びロ並びに 4 号該当性について

別表 2 の通番 16, 通番 21, 通番 28, 通番 34, 通番 80 ないし通番 82, 通番 108, 通番 110 ないし通番 112, 通番 132, 通番 136, 通番 148, 通番 149, 通番 158, 通番 163 の 3 欄に掲げる不開示部分のうち, 別表 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分には, 特定労働保険事務組合の設立総会, 通常総会の議事録及び議案書, 同組合への委託事業者の承諾書, 同組合の事業報告等に関する情報が含まれており, これを公にすると, 当該組合等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, これらの部分は, 法 5 条 2 号イに該当し, 同号ロ及び 4 号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

オ 法 5 条 1 号及び 2 号イ該当性について

別表 2 の通番 39, 通番 56, 通番 62 の 3 欄に掲げる不開示部分のうち, 別表 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分には, 特定労働保険事務組合における意思決定等に関する情報が含まれており, これを公にすると, 当該組合等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, これらの部分は, 法 5 条 2 号イに該当し, 同条 1 号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

カ 法 5 条 1 号及び 4 号該当性について

別表 2 の通番 29, 通番 36 の 3 欄に掲げる不開示部分のうち, 別表 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分は, 特定の団体等の印影であり, 当該印影は書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして, これにふさわしい形状のものであることから, これを公にすると, 偽造により悪用されるおそれがあり, 当該団体等の権利, 競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法5条1号、2号イ及び4号該当性について

別表2の通番37、通番57ないし通番60の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、事業者による労働者災害保険の加入申請書、特定労働保険事務組合への委託承諾書等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 法5条1号、2号イ及び6号イ該当性について

別表2の通番84、通番87、通番93、通番97、通番120、通番123、通番144、通番147の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、労働保険事務組合に対する監査復命書に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 法5条2号イ及び4号について

別表2の通番83の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、特定労働保険事務組合において事務処理の委託を開始する予定日等が含まれており、これを公にすると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 法5条2号イ及びロ並びに4号該当性について

別表2の通番7、通番30、通番35、通番161の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、特定労働保険事務組合が作成した労働保険事務組合認可申請書、事業主加入計画案、基金積立計画等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同号ロ及び同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 法5条2号イ及び6号イ該当性について

別表2の通番85、通番86、通番94ないし通番96、通番99、通番124、通番145、通番146の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、労働保険事務組合に対する監査復命書等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

シ 法5条2号イ及びロ並びに6号イ該当性について

別表2の通番98、通番121、通番122の3欄に掲げる不開示部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分には、労働保険事務組合に対する監査復命書等に関する情報が含まれており、これを公にすると、当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条2号イに該当し、同号ロ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

(1) 原処分は、「改善指示に関する文書」について、その存否を明らかにしないで不開示とする決定を行っている。

これについて、理由説明書における説明を踏まえれば、本件対象文書2の存否を答えることは、長崎労働局長が特定労働保険事務組合の監査結果及び事務処理改善について指示を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報を公にされた場合、当該特定労働保険事務組合に対する信用を低下させ、取引関係等の面において、労働保険事務処理を取り扱う同業他団体や社会保険労務士との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

(3) したがって、本件対象文書2の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、本件対象文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書1につき、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号イに該当することとして不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号、2号ロ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件対象文書 1

- 文書 1 : 特定労働保険事務組合にかかる労働保険事務組合認可通知書ほか関係書類
- 文書 2 : 特定特別加入団体 A にかかる労働者災害補償保険特別加入申請書（一人親方等）ほか関係書類
- 文書 3 : 特定特別加入団体 B にかかる労働者災害補償保険特別加入申請書（一人親方等）ほか関係書類
- 文書 4 : 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成 27 年度）
- 文書 5 : 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成 28 年度）
- 文書 6 : 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（平成 29 年度）
- 文書 7 : 労働保険事務組合監査復命書ほか関係書類（令和 3 年度）

2 本件対象文書 2

改善指示に関する文書

別表1 諮問庁が新たに開示することとしている部分

1 文書 番号	2 対象文書名	3 諮問庁が新たに開示する部分
文書 1	① 労働保険事務組合認可通知書 (適用事務様式19の1, 同 様式19の2, 同様式19の 3)	特定労働保険事務組合会長の氏名 (1頁, 2頁, 4頁, 5頁)
	② 労働保険事務組合認可通知 (適用事務様式19の4)	特定労働保険事務組合会長の氏名 (7頁ないし11頁)
	④ 労働保険等労働保険事務組合 認可申請書(様式第16号 (第63条関係)(表面)(裏 面)	19頁及び34頁「③団体の代表者 氏名(フリガナ)」欄の氏名及びフリ ガナ。19頁「⑫労働保険関係等 の事務を委託する見込みの事業主の 内訳」欄の「(ハ)二元適用事業の 労災保険分」欄の「林業」欄うち 「委託する事業主の見込数」欄の該 当部分34頁右上の手書きの数字
		20頁4行目の氏名
	⑨ 長崎県社会保険労務士会員の 訪問について	27頁4行目3文字目ないし6文字 目, 5行目, 160頁4行目ないし 5行目
	⑪ 労働保険事務組合認可申請書 の提出について	29頁7行目25文字目ないし28 文字目
	⑯ 特定労働保険事務組合団体名 簿	54頁 1. 役員の「役職」欄
	⑳ 経歴書	91頁ないし103頁 手書きの役 職名
	㉕ 推薦状(全国社会保険労務士 連合会 会長及び長崎県社会 保険労務士会 会長)	150頁の氏名, 151頁の役職名 及び氏名
	㉖ 特定労働保険事務組合の事業 主加入計画(案)	152頁4行目特定労働保険事務組 合名称及び5行目役職名, 氏名, 1 55頁の4行目氏名

	⑳	残高証明書	1 6 3 頁 6 行目 3 文字目ないし 7 文字目
	㉑	誓約書	1 6 4 頁 特定労働保険事務組合の名称及び役職名
	㉒	特定労働保険事務組合の基金積立計画	1 6 5 頁 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目
	㉓	特定労働保険事務組合の社会保険労務士会員の 2 年以上の経験について	1 6 6 頁 4 行目 1 文字目ないし 6 文字目
文書 2	⑤	特定特別加入団体 A 会則	1 3 頁 1 2 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 3 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 7 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 8 行目 1 文字目ないし 3 文字目
			1 4 頁 4 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 7 行目 1 文字目ないし 3 文字目
	⑧	特定契約に関する委託承諾書	2 8 頁ないし 4 1 頁 受付印
文書 3	⑥	特定特別加入団体 B 運輸事業の一人親方等業務災害の防止に関する規定	1 6 頁 1 0 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 2 行目 1 文字目ないし 3 文字目
			1 7 頁 1 7 行目 1 文字目, 1 9 行目 1 文字目
	⑧	特定契約に関する委託承諾書	2 3 頁ないし 2 7 頁 受付印
	⑨	特定契約に関する覚書	2 8 頁ないし 3 2 頁 受付印
文書 4	②	労働保険事務組合監査復命書	2 頁 「代表者氏名」 欄の氏名
			4 頁 「(個別確認事項)」 欄, 「該当支出の有無」 欄, 「有の場合」 欄
	⑧	特定労働保険事務組合の事業主加入計画	1 4 頁 4 行目 3 文字目ないし 6 文字目

文書 5	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁「代表者氏名」欄，「事務組合担当職員数」欄の専任，兼任，人の文字
			4頁右上欄外「事務組合整理番号」欄
	④	復命書（保険料等算定基礎調査事蹟書）	8頁の「小計・合計」欄の右端欄（追徴・還付理由欄に該当する位置）
	⑥	労働保険事務組合台帳（続紙）	10頁「記事」欄の未記載部分
	⑨	普通預金通帳写し	25頁の左上部にある日付及び時刻
	⑪	領収済通知書写し	26頁「氏名」欄
	⑬	特定労働保険事務組合の平成28年度通常総会議案書	31頁1行目ないし2行目，7行目
	⑮	労働保険事務等委託書	49頁及び52頁の「法人番号」欄（49頁のみ），及び「上記の委託を承諾します。（承諾できません。）」欄（49頁のみ），「不承諾の理由」欄，特定労働保険事務組合の会長氏名
文書 6	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁「代表者氏名」欄，「事務組合担当職員数」欄の専任，兼任，人の文字
	④	労働保険事務組合台帳	7頁「③代表者職氏名」欄
	⑤	労働保険事務組合台帳（続紙）	8頁の平成27年8月31日の「記事」欄（未記載部分）
	⑪	特定労働保険事務組合の平成29年度通常総会議案書	31頁1行目ないし2行目，7行目
	⑫	特定労働保険事務組合事務処理規約	44頁1行目

	⑬	特定個人情報取扱規程	5 1 頁 1 行目
	⑭	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	6 3 頁 1 行目
	⑯	特定個人情報の取扱いに関する覚書	6 5 頁 1 行目, 6 7 頁 1 行目
文 書 7	②	労働保険事務組合監査復命書	2 頁「代表者氏名」欄, 「事務組合担当職員数」欄の専任, 兼任, 人の文字, 「管理体制」欄のうち「内部監査の実施状況」欄 2 列目の「確認資料」の文字
	③	特定労働保険事務組合の令和 3 年度通常総会議案書	6 頁 1 行目ないし 2 行目, 7 行目, 2 7 頁下から 2 行目 (ページの数字)
	④	特定特別加入団体 A の令和 3 年度通常総会議案書	2 8 頁 1 行目ないし 2 行目, 7 行目
	⑫	○特定労働保険事務組合で取り扱う特定個人情報に関する文書	7 1 頁 表題
	⑬	労働保険事務等委託解除通知書	7 2 頁の特定労働保険事務組合の代表者氏名
	⑯	組様式第 8 号 労働保険料等領収書 (控)	7 7 頁の特定労働保険事務組合の「代表者」欄 (印影を除く)

別表2 不開示情報該当性

1 文書 番号	2 対象文書名	3 不開示を維持する部 分	4 法5条 各号該 当性	5 通 番	6 3欄の うち開示す べき部分
文書 1	① 労働保険事務組 合認可通知書 (適用事務様式 19の1, 同様 式19の2, 同 様式19の3)	なし	—	—	—
	② 労働保険事務組 合認可通知(適 用事務様式19 の4)	なし	—	—	—
	③ 労働保険事務組 合認可申請に係 る審査	13頁1行目ないし7行 目, 9行目ないし12行 目, 16行目ないし17 行目, 20行目ないし2 3行目, 28行目ないし 31行目	2号イ	1	—
		14頁1行目ないし3行 目, 9行目ないし10行 目, 18行目ないし21 行目, 27行目	2号イ	2	—
		15頁4行目ないし7行 目, 10行目ないし12 行目, 16行目, 22行 目ないし24行目, 28 行目	2号イ	3	—
		16頁5行目ないし6行 目, 10行目ないし16 行目, 18行目ないし1 9行目, 23行目ないし 24行目, 26行目ない し27行目	2号イ	4	—

		17頁1行目ないし3行目, 7行目, 11行目ないし12行目, 16行目, 19行目, 22行目ないし26行目	2号イ	5	—
		18頁3行目, 5行目, 7行目ないし8行目, 10行目ないし12行目	2号イ	6	—
④	労働保険等労働保険事務組合認可申請書(様式第16号(第63条関係)(表面)(裏面))	19頁及び34頁「③団体の代表者氏名(フリガナ)」欄の印影, 「⑥団体の設立年月日」欄, 「⑦事業の開始(予定)年月日」欄, 「⑧団体を構成する事業主の数」欄, 「⑨労働保険関係等の事務を委託する事業主の見込数」欄, 「⑩⑨のうち団体を構成する事業主以外の事業主の見込数」欄, 「⑪事務職員数」欄, 「⑫労働保険関係等の事務を委託する見込みの事業主の内訳」欄の記載部分	2号イ及びロ, 4号	7	—
⑤	労働保険事務組合「特定労働保険事務組合」の事業主加入計画(案)	20頁及び155頁, 「1. 全体計画の事業主会員数」欄, 「2年度別計画明細の初年度」欄, 「2年度」欄, 「3年度」欄以外の部分	2号イ及びロ	8	—
		21頁及び156頁の全部	2号イ及びロ	9	—

		22頁及び157頁の全部	2号イ及びロ	10	—
⑨	長崎県社会保険労務士会員の訪問について	27頁及び160頁の1行目ないし6行目、記書き以下を除いた部分	2号イ及びロ	11	—
⑩	特定労働保険事務組合の事務組合認可について	28頁表題以外の部分	2号イ及びロ	12	—
⑪	労働保険事務組合認可申請書の提出について	なし	—	—	—
⑫	労働保険事務組合認可申請に係る確認書（所署作成用）	30頁ないし32頁「適否」欄、「摘要（確認事項）」欄の記載部分	2号イ及びロ	13	—
		33頁の「適否」欄、「有無」欄、「書類名称」欄、「その他参考事項」欄の記載部分	2号イ及びロ	14	—
⑬	特定労働保険事務組合定款	36頁ないし43頁 表題及び受付印以外の部分	2号イ及びロ	15	—
⑭	特定労働保険事務組合設立総会議事録	44頁ないし46頁 表題及び受付印以外の部分	1号、2号イ及びロ、4号	16	—
⑮	特定労働保険事務組合事務処理規約	47頁ないし53頁 表題及び受付印以外の部分	2号イ及びロ	17	—
⑯	特定労働保険事務組合団体名簿	54頁 表題、「1. 役員」欄及び受付印以外の部分	1号、2号イ及びロ	18	「1. 役員」欄の表頭及び1行目
⑰	特定労働保険事務組合社労士会員名簿	55頁ないし56頁 表題以外の部分（受付印を除く）	1号、2号イ及びロ	19	全て（ただし、FAX番号欄、メールアドレス

					欄及び備考欄を除く。)
⑱	委託事業主（予定）一覧表	57頁ないし58頁 表題以外の部分（受付印を除く）	1号, 2号イ及びロ	20	—
⑲	委託承諾書	59頁ないし88頁 表題及び表題の下の文章1行目ないし3行目及び受付印以外の部分（71頁, 73頁, 78頁表題の上の部分も不開示）	1号, 2号イ及びロ, 4号	21	—
⑳	平成26年度事業計画	89頁 表題及び受付印以外の部分	2号イ及びロ	22	—
㉑	一般会計 平成26年度収入支出予算書	90頁 1行目ないし2行目及び受付印以外の部分	2号イ及びロ	23	—
㉒	経歴書	91頁ないし103頁 「氏名」欄, 「生年月日」欄, 「住所」欄, 「社会保険労務士登録日・登録番号」欄, 「経歴」欄, 「役員歴」欄の記載部分	1号, 2号イ及びロ	24	91頁の「氏名」欄
㉓	平成26年度通常総会議案書 長崎県社会保険労務士会	104頁3行目ないし7行目	2号イ及びロ	25	—
		105頁 表題以外の部分	2号イ及びロ	26	—
		106頁 表題（平成25年度事業報告書）以外の部分	2号イ及びロ	27	—
		107頁ないし148頁のうちページ番号を除いたすべて	1号, 2号イ及びロ, 4号	28	—

②⑤	推薦状（全国社会保険労務士連合会 会長及び長崎県社会保険労務士会 会長）	150頁ないし151頁 押印部分	1号， 2号 イ，4 号	2 9	—
②⑥	特定労働保険事務組合の事業主加入計画（案）	152頁及び155頁の 1行目手書き文字，4行 目ないし6行目の手書き 文字，1．全体計画の 「年度（初年度27年 度），2年度（28年 度），3年度（29年 度）」欄及び「事業主会 員数」欄，「2年度別 計画明細の初年度」欄， 「2年度」欄，「3年 度」欄以外の部分	2号イ 及び ロ，4 号	3 0	—
		153頁及び154頁の 全部	2号イ 及びロ	3 1	—
		156頁及び157頁の 全部	2号イ 及びロ	3 2	—
②⑦	残高証明書	163頁 表題，特定労働保険事務組合の郵便番号，所在地，名称，役職名 氏名以外の部分	2号イ 及びロ	3 3	—
②⑧	誓約書	164頁特定労働保険事務組合の役職員氏名及び印影以外の部分	1号， 2号イ 及び ロ，4 号	3 4	不開示維持部分の左側の1行目の氏名
②⑨	特定労働保険事務組合の基金積立計画	165頁 特定労働保険事務組合の印影部分及び表の項目欄より下の部分（受付印を除く）	2号イ 及び ロ，4 号	3 5	—

	⑩	特定労働保険事務組合の社会保険労務士会員の2年以上の経験について	166頁 特定労働保険事務組合の印影部分	1号, 2号イ, 4号	36	—
文書2	①	労働者災害補償保険 特別加入申請書(一人親方等)(様式第34号の10)	1頁ないし6頁の「③特別加入予定者」欄の予定加入者数の記載事項, 同欄の「特別加入予定者」欄, 「業務又は作業の内容」欄及び「特定業務・給付基礎日額」欄の記載事項, 代表者の氏名欄の印影	1号, 2号イ, 4号	37	—
	②	決議情報確認リスト	7頁「決議情報総人数」欄, 「(内訳)変更」欄, 「脱退」欄, 「加入」欄の記載事項	2号イ	38	—
	③	決議情報確認リスト(別紙)	8頁ないし9頁の「整理番号」欄, 「特別加入者氏名カナ」欄, 「特別加入者氏名漢字」欄, 「生年月日」欄及び「承認・不承認」欄の記載事項	1号, 2号イ	39	—
	④	一人親方等団体特別加入承認にかかる審査	10頁12行目, 16行目25文字目ないし27文字目	2号イ	40	—
	11頁8行目1文字目ないし14文字目, 12行目30文字目ないし15行目19文字目		2号イ	41	—	
	12頁1行目ないし8行目		2号イ	42	—	

	<p>⑤ 特定特別加入団体A 会則</p>	<p>1 3 頁 9 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 6 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 7 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 8 行目 4 文字目ないし 1 9 行目, 2 0 行目, 2 1 行目 4 文字目ないし 2 2 行目, 2 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 2 4 行目, 2 5 行目 4 文字目ないし 2 6 行目, 2 7 行目 3 文字目ないし最終文字, 2 8 行目 3 文字目ないし 3 0 行目, 3 1 行目 3 文字目ないし 3 2 行目</p>	<p>2 号イ</p>	<p>4 3</p>	<p>—</p>
		<p>1 4 頁 3 行目 4 文字目ないし最終文字, 4 行目 4 文字目ないし最終文字, 5 行目 4 文字目ないし最終文字, 6 行目 4 文字目ないし最終文字, 7 行目 4 文字目ないし最終文字, 8 行目, 9 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 3 行目, 1 4 行目 5 文字目ないし最終文</p>	<p>2 号イ</p>	<p>4 4</p>	<p>—</p>

		<p>字， 1 5 行目 3 文字目ないし 1 6 行目， 1 7 行目 3 文字目ないし最終文字， 1 8 行目 3 文字目ないし最終文字， 1 9 行目 3 文字目ないし 2 0 行目， 2 1 行目， 2 2 行目 5 文字目ないし 2 3 行目， 2 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 3 文字目ないし 2 6 行目， 2 7 5 文字目ないし 3 1 行目， 3 2 行目 3 文字目ないし 3 3 行目</p>			
		<p>1 5 頁 3 行目， 4 行目 5 文字目ないし最終文字， 5 行目， 6 行目 5 文字目ないし最終文字， 7 行目 3 文字目ないし 8 行目， 9 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 0 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 1 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 2 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 3 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 4 行目 4 文字目ないし最終文字， 1 6 行目， 1 7 行目 5 文字目ないし最終文字， 1 8 行目， 1 9 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 0 行目， 2 1 行目 5 文字目ないし最終文字， 2 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 2 3 行目 4 文字目な</p>	2 号イ	4 5	—

		いし最終文字， 2 4 行目 4 文字目ないし 2 6 行 目， 2 7 行目 5 文字目な いし最終文字， 2 8 行目 3 文字目ないし 2 9 行 目， 3 0 行目 3 文字目な いし 3 1 行目， 3 2 行 目， 3 3 行目 5 文字目な いし最終文字， 3 4 行目 3 文字目ないし 3 6 行目			
		1 6 頁 1 行目 3 文字目な いし 2 行目， 3 行目 3 文 字目ないし 4 行目， 5 行 目 5 文字目ないし 6 行 目， 7 行目 5 文字目ない し 8 行目， 9 行目 3 文字 目ないし 1 0 行目， 1 1 行目 3 文字目ない 1 3 行 目， 1 4 行目 5 文字目な いし最終文字， 1 5 行目 4 文字目ないし最終文 字， 1 6 行目 4 文字目な いし最終文字， 1 7 行目 4 文字目ないし最終文 字， 1 8 行目 4 文字目な いし最終文字， 1 9 行目 4 文字目ないし最終文 字， 2 0 行目 4 文字目な いし最終文字， 2 1 行目 4 文字目ないし 2 2 行 目， 2 4 行目， 2 5 行目 5 文字目ないし 2 6 行 目， 2 7 行目 5 文字目な いし最終文字， 2 8 行目 3 文字目ないし 3 0 行 目， 3 1 行目 3 文字目な	2 号イ	4 6	—

			いし最終文字， 3 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 3 行目 3 文字目ないし 3 5 行目， 3 6 行目 5 文字目ないし最終文字， 3 7 行目 3 文字目ないし 最終文字， 3 8 行目 3 文字目ないし最終文字			
			1 7 頁 1 行目， 2 行目 5 文字目ないし最終文字， 3 行目 4 文字目ないし最終 文字， 4 行目 4 文字目 ないし最終文字， 5 行目 4 文字目ないし最終文字， 6 行目 4 文字目ないし 最終文字， 9 行目 5 文 字目ないし最終文字， 1 0 行目 3 文字目ないし最終 文字， 1 2 行目， 1 3 行目 5 文字目ないし 1 4 行目， 1 5 行目 5 文字目 ないし 1 6 行目， 1 7 行 目 3 文字目ないし 1 8 行 目， 1 9 行目 5 文字目な いし 2 0 行目， 2 1 行目 5 文字目ないし 2 2 行 目， 2 3 行目 5 文字目な いし 2 5 行目， 2 6 行目 5 文字目ないし 2 8 行 目， 2 9 行目 5 文字目な いし最終文字	2 号イ	4 7	—
			1 8 頁 2 行目， 3 行目 5 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし 5 行目， 6 行目 5 文字目な いし 8 行目， 9 行目 3 文	2 号イ	4 8	—

		<p>字目ないし10行目, 11行目5文字目ないし最終文字, 14行目5文字目ないし最終文字, 15行目3文字目ないし最終文字, 16行目3文字目ないし最終文字, 17行目3文字目ないし最終文字, 18行目3文字目ないし19行目, 22行目5文字目ないし23行目, 25行目, 26行目5文字目ないし27行目</p>			
		<p>19頁1行目, 2行目5文字目ないし4行目, 5行目5文字目ないし最終文字, 6行目3文字目ないし7行目, 8行目5文字目ないし9行目, 11行目3文字目ないし最終文字, 12行目3文字目ないし13行目, 14行目4文字目ないし最終文字, 15行目4文字目ないし最終文字, 16行目4文字目ないし最終文字, 17行目4文字目ないし19行目, 20行目の下別表の記載部分全部, 21行目</p>	2号イ	49	—
⑥	<p>特定特別加入団体A 建設事業の一人親方等業務災害の防止に関する規定</p>	<p>20頁6行目4文字目ないし7行目, 9行目4文字目ないし10行目, 11行目2文字目ないし12行目, 13行目4文字目ないし14行目, 15</p>	2号イ	50	—

		行目, 16行目4文字目 ないし18行目, 19行 目4文字目ないし23行 目, 24行目4文字目な いし27行目, 28行目 4文字目ないし30行 目, 31行目4文字目な いし32行目			
		21頁1行目, 2行目4 文字目ないし5行目, 6 行目5文字目ないし7行 目, 8行目5文字目ない し11行目, 12行目5 文字目ないし13行目, 14行目2文字目ないし 最終文字, 15行目2文 字目ないし16行目, 1 7行目2文字目ないし1 8行目, 19行目5文字 目ないし20行目, 21 行目5文字目ないし23 行目, 24行目5文字目 ないし27行目, 28行 目2文字目ないし31行 目	2号イ	5 1	—
		22頁目1行目, 2行目 5文字目ないし4行目, 5行目5文字目ないし7 行目, 8行目5文字目な いし12行目, 13行目 5文字目ないし16行 目, 17行目5文字目な いし20行目, 21行目 5文字目ないし23行 目, 24行目5文字目な いし28行目, 29行目	2号イ	5 2	—

		5文字目ないし30行目, 31行目4文字目ないし最終文字, 32行目4文字目ないし33行目			
		23頁1行目, 2行目5文字目ないし3行目, 4行目4文字目ないし最終文字, 5行目4文字目ないし7行目, 8行目5文字目ないし9行目, 10行目4文字目ないし最終文字, 11行目4文字目ないし12行目, 13行目4文字目ないし16行目, 17行目5文字目ないし19行目, 20行目2文字目ないし22行目, 23行目2文字目ないし27行目, 28行目5文字目ないし31行目, 32行目5文字目ないし33行目	2号イ	5 3	—
		24頁1行目ないし2行目, 3行目5文字目ないし6行目, 7行目5文字目ないし12行目, 13行目5文字目ないし16行目, 17行目5文字目ないし20行目, 21行目5文字目ないし25行目, 26行目5文字目ないし28行目, 29行目5文字目ないし31行目	2号イ	5 4	—
		25頁1行目, 2行目5文字目ないし5行目, 6行目5文字目ないし10	2号イ	5 5	—

			行目, 11行目5文字目 ないし12行目, 13行 目4文字目ないし最終文 字, 14行目4文字目な いし最終文字, 15行目 4文字目ないし16行 目, 18行目3文字目な いし最終文字			
文 書 3	⑦	特定特別加入団 体A 設立総会 議事録	26頁2行目3文字目な いし最終文字, 3行目3 文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし6 行目, 7行目3文字目な いし13行目, 14行目 3文字目ないし16行 目, 17行目3文字目な いし19行目, 20行目 3文字目ないし29行目	1号, 2号イ	5 6	—
			27頁1行目ないし17 行目, 18行目印影, 1 9行目氏名及び印影, 2 0行目氏名及び印影	1号, 2号 イ, 4 号	5 7	—
	⑧	特定契約に関す る委託承諾書	28頁ないし41頁(受 付印を除く)	1号, 2号 イ, 4 号	5 8	—
	⑨	組様式第1号 労働保険事務等 委託書	42頁上の四角囲み内の 「委託事務処理開始年月 日」欄の記載事実, 上及 び下の四角囲み内の印影	1号, 2号 イ, 4 号	5 9	—
	①	労働者災害補償 保険 特別加入 申請書(一人親 方等)(様式第 34号の10)	1頁ないし2頁の「③特 別加入予定者」欄の予定 加入者数の記載事項, 同 欄の「特別加入予定者」 欄, 「業務又は作業の内 容欄及び特定業務・給付	1号, 2号 イ, 4 号	6 0	—

		基礎日額」欄の記載事項，「代表者の氏名」欄の印影			
②	決議情報確認リスト	3頁の「決議情報総人数」欄，「(内訳)変更」欄，「脱退」欄，「加入」欄の記載事項	2号イ	6 1	—
③	決議情報確認リスト (別紙)	4頁の「整理番号」欄，「特別加入者氏名カナ」欄，「特別加入者氏名漢字」欄，「生年月日」欄及び「承認・不承認」欄の記載事項	1号， 2号イ	6 2	—
④	一人親方等団体特別加入承認にかかる審査	5頁12行目，16行目 25文字目ないし26文字目	2号イ	6 3	—
		6頁8行目1文字目ないし14文字目，12行目 30文字目ないし15行目 20文字目	2号イ	6 4	—
		7頁1行目ないし8行目	2号イ	6 5	—
⑤	特定特別加入団体B 会則	8頁9行目4文字目ないし最終文字，11行目4文字目ないし最終文字， 12行目4文字目ないし最終文字， 13行目4文字目ないし最終文字， 16行目4文字目ないし最終文字， 17行目4文字目ないし最終文字， 18行目4文字目ないし20行目， 21行目4文字目ないし22行目， 23行目3文字目ないし24行	2号イ	6 6	—

		目, 25行目4文字目ないし26行目, 27行目3文字目ないし最終文字, 28行目3文字目ないし30行目, 31行目3文字目ないし32行目			
		9頁3行目4文字目ないし最終文字, 4行目4文字目ないし最終文字, 5行目4文字目ないし最終文字, 6行目4文字目ないし最終文字, 7行目4文字目ないし8行目, 9行目4文字目ないし最終文字, 10行目3文字目ないし最終文字, 11行目3文字目ないし最終文字, 12行目3文字目ないし13行目, 14行目5文字目ないし最終文字, 15行目3文字目ないし16行目, 17行目3文字目ないし最終文字, 18行目3文字目ないし最終文字, 19行目3文字目ないし21行目, 22行目5文字目ないし23行目, 24行目3文字目ないし最終文字, 25行目3文字目ないし27行目, 28行目5文字目ないし32行目, 33行目3文字目ないし34行目	2号イ	6 7	—
		10頁3行目, 4行目5文字目ないし5行目, 6	2号イ	6 8	—

		<p>行目 5 文字目ないし最終文字, 7 行目 3 文字目ないし 8 行目, 9 行目 4 文字目ないし最終文字, 10 行目 4 文字目ないし最終文字, 11 行目 4 文字目ないし最終文字, 12 行目 4 文字目ないし最終文字, 13 行目 4 文字目ないし最終文字, 14 行目 4 文字目ないし 16 行目, 17 行目 5 文字目ないし 18 行目, 19 行目 5 文字目ないし 20 行目, 21 行目 5 文字目ないし最終文字, 22 行目 3 文字目ないし最終文字, 23 行目 4 文字目ないし最終文字, 24 行目 4 文字目ないし 26 行目, 27 行目 5 文字目ないし最終文字, 28 行目 3 文字目ないし 29 行目, 30 行目 3 文字目ないし 32 行目, 33 行目 5 文字目ないし最終文字, 34 行目 3 文字目ないし 36 行目</p>			
		<p>11 頁 1 行目 3 文字目ないし 2 行目, 3 行目 3 文字目ないし 4 行目, 5 行目 5 文字目ないし 6 行目, 7 行目 5 文字目ないし 8 行目, 9 行目 3 文字目ないし 10 行目, 11 行目 3 文字目ないし 13</p>	2 号イ	6 9	—

		<p>行目, 1 4 行目 5 文字目 ないし最終文字, 1 5 行 目 4 文字目ないし最終文 字, 1 6 行目 4 文字目な いし最終文字, 1 7 行目 4 文字目ないし最終文 字, 1 8 行目 4 文字目な いし最終文字, 1 9 行目 4 文字目ないし最終文 字, 2 0 行目 4 文字目な いし最終文字, 2 1 行目 4 文字目ないし 2 2 行 目, 2 4 行目, 2 5 行目 5 文字目ないし 2 6 行 目, 2 7 行目 5 文字目な いし最終文字, 2 8 行目 3 文字目ないし 3 0 行 目, 3 1 行目 3 文字目な いし最終文字, 3 2 行目 3 文字目ないし最終文 字, 3 3 行目 3 文字目な いし 3 5 行目, 3 6 行目 5 文字目ないし最終文 字, 3 7 行目 3 文字目な いし最終文字, 3 8 行目 3 文字目ないし最終文字</p>			
		<p>1 2 頁 1 行目, 2 行目 5 文字目ないし最終文字, 3 行目 4 文字目ないし最 終文字, 4 行目 4 文字目 ないし最終文字, 5 行目 4 文字目ないし最終文 字, 6 行目 4 文字目ない し最終文字, 9 行目 5 文 字目ないし最終文字, 1 0 行目 3 文字目ないし最</p>	2 号イ	7 0	—

		終文字， 1 2 行目， 1 3 行目 5 文字目ないし 1 4 行目， 1 5 行目 5 文字目ないし 1 6 行目， 1 7 行目 3 文字目ないし 1 8 行目， 1 9 行目 5 文字目ないし 2 0 行目， 2 1 行目 5 文字目ないし 2 2 行目， 2 3 行目 5 文字目ないし 2 5 行目， 2 6 行目 5 行目ないし 2 8 行目， 2 9 行目 5 文字目ないし 最終文字			
		1 3 頁 2 行目， 3 行目 5 文字目ないし 最終文字， 4 行目 3 文字目ないし 5 行目， 6 行目 5 文字目ないし 8 行目， 9 行目 3 文字目ないし 1 0 行目， 1 1 行目 5 文字目ないし 最終文字， 1 4 行目 5 文字目ないし 最終文字， 1 5 行目 3 文字目ないし 最終文字， 1 6 行目 3 文字目ないし 最終文字， 1 7 行目 3 文字目ないし 最終文字， 1 8 行目 3 文字目ないし 1 9 行目， 2 2 行目 5 文字目ないし 2 3 行目， 2 5 行目， 2 6 行目 5 文字目ないし 2 7 行目	2 号イ	7 1	—
		1 4 頁 1 行目， 2 行目 5 文字目ないし 4 行目， 5 行目 5 文字目ないし 最終文字， 6 行目 3 文字目ないし 7 行目， 8 行目 5 文	2 号イ	7 2	—

		字目ないし9行目, 11行目3文字目ないし最終文字, 12行目3文字目ないし13文字目, 14行目4文字目ないし最終文字, 15行目4文字目ないし最終文字, 16行目4文字目ないし最終文字, 17行目4文字目ないし19行目, 20行目の下別表の記載部分全部, 21行目			
⑥	特定特別加入団体B 運輸事業の一人親方等業務災害の防止に関する規定	15頁6行目4文字目ないし7行目, 8行目2文字目ないし10行目, 12行目4文字目ないし最終文字, 13行目2文字目ないし14行目, 15行目4文字目ないし17行目, 18行目4文字目ないし20行目, 21行目4文字目ないし22行目, 23行目2文字目ないし25行目, 26行目4文字目ないし27行目, 28行目4文字目ないし30行目, 31行目4文字目ないし最終文字, 32行目4文字目ないし33行目, 34行目4文字目ないし最終文字	2号イ	7 3	—
		16頁1行目4文字目ないし2行目, 3行目4文字目ないし最終文字, 4行目4文字目ないし7行目, 8行目4文字目ない	2号イ	7 4	—

		し9行目, 10行目4文字目ないし最終文字, 11行目4文字目ないし最終文字, 12行目4文字目ないし最終文字, 13行目2文字目ないし15行目, 16行目4文字目ないし17行目, 18行目2文字目ないし19行目, 20行目5文字目ないし22行目, 23行目5文字目ないし26行目, 27行目5文字目ないし29行目, 30行目2文字目ないし31行目			
		17頁1行目ないし2行目, 3行目5文字目ないし4行目, 5行目2文字目ないし最終文字, 6行目2文字目ないし7行目, 8行目2文字目ないし10行目, 11行目5文字目ないし12行目, 13行目4文字目ないし最終文字, 14行目4文字目ないし最終文字, 15行目4文字目ないし16行目, 17行目2文字目ないし18行目, 19行目2文字目ないし21行目, 22行目5文字目ないし23行目, 24行目4文字目ないし最終文字, 25行目4文字目ないし最終文字, 26行目4文字目ないし最終文	2号イ	7 5	—

		<p>字， 27行目4文字目ないし最終文字， 28行目4文字目ないし最終文字， 29行目4文字目ないし最終文字， 30行目4文字目ないし31行目， 32行目4文字目ないし最終文字， 33行目2文字目ないし34行目， 35行目2文字目ないし36行目</p>			
		<p>18頁1行目， 2行目5文字目ないし3行目， 4行目4文字目ないし最終文字， 5行目4文字目ないし6行目， 7行目4文字目ないし最終文字， 8行目4文字目ないし9行目， 10行目4文字目ないし最終文字， 11行目4文字目ないし12行目， 13行目4文字目ないし17行目， 18行目2文字目ないし20行目， 21行目2文字目ないし22行目， 23行目2文字目ないし25行目， 26行目5文字目ないし28行目， 29行目5文字目ないし33行目， 34行目5文字目ないし35行目</p>	2号イ	7 6	—
		<p>19頁1行目ないし2行目， 3行目5文字目ないし4行目， 5行目2文字目ないし7行目， 8行目</p>	2号イ	7 7	—

		5文字目ないし10行目, 11行目5文字目ないし12行目, 13行目2文字目ないし15行目, 16行目5文字目ないし17行目, 18行目4文字目ないし最終文字, 19行目4文字目ないし最終文字, 20行目4文字目ないし最終文字, 21行目4文字目ないし22行目, 23行目5文字目ないし24行目, 25行目4文字目ないし26行目, 27行目4文字目ないし28行目, 29行目4文字目ないし30行目			
		20頁1行目ないし2行目, 3行目5文字目ないし4行目, 5行目4文字目ないし最終文字, 6行目4文字目ないし最終文字, 7行目4文字目ないし8行目, 10行目3文字目ないし最終文字	2号イ	7 8	—
⑦	特定特別加入団体B 設立総会議事録	21頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし6行目, 7行目3文字目ないし13行目, 14行目2文字目ないし16行目, 17行目3文字目ないし19行目, 20行目3文字目ないし29行目	2号イ	7 9	—

			22頁1行目ないし17行目, 18行目の印影, 19行目の氏名及び印影, 20行目の氏名及び印影	1号, 2号イ, 4号	80	—
	⑧	特定契約に関する委託承諾書	23頁ないし27頁(受付印を除く)	1号, 2号イ, 4号	81	—
	⑨	特定契約に関する覚書	28頁ないし32頁(受付印を除く)	1号, 2号イ, 4号	82	—
	⑩	組様式第1号労働保険事務等委託書	33頁上の四角囲み内の「委託事務処理開始年月日」欄の記載事項, 上及び下の四角囲み内の印影	2号イ, 4号	83	—
文書4	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁の「組合種別」欄, 「事務総括者氏名」欄, 「監査役職氏名」欄, 「出納責任者役職・氏名」欄, 「代表者印保管責任者氏名」欄, 「専用口座通帳保管責任者氏名」欄, 「内部監査」欄, 「事務組合担当職員数」欄, 「活動状況」欄の全て, 「事務処理状況」欄左から2, 3列, 「書類整備状況」欄左から2, 3列の記載事項, 欄外の注	1号, 2号イ, 6号イ	84	2頁の「組合種別」欄
			3頁「保険料の申告状況」欄, 「保険料の徴収・納付・保管等の状況」欄(労働保険番号	2号イ, 6号イ	85	—

		(基幹番号末尾) 欄を除く) の記載部分			
		4 頁「報奨金の区分経理の状況」欄の記載欄(「(個別確認事項) 欄, 「該当支出の有無」欄, 「有の場合」欄, 「④その他の経費」欄, ④欄の「エ 各種積立金」欄を除く)	2 号イ, 6 号イ	8 6	—
		5 頁「所見」欄の記載事項, 欄外の注	1 号, 2 号イ, 6 号イ	8 7	—
③	新規委託事業場名簿	6 頁ないし 8 頁「事業場名」欄, 「日付」欄, 委託書 (p 4 3) の「事務処理開始日」欄, 「受託可否日」欄, 「受託書交付」欄, 委託届・成立届 (p 4 4) の「新規委託日」欄, 「署所受理日」欄, 「事業主名簿新規委託日」欄, 「減額訂正報告の提出」欄の記載事項	2 号イ及びロ	8 8	—
④	委託事業所数拡大の見込みについて	9 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 4 行目ないし 1 7 行目 (手書きの文字を含む)	2 号イ	8 9	—
⑧	特定労働保険事務組合の事業主加入計画	1 4 頁, 「1. 全体計画」欄 (年度欄, 事業主会員数欄を除く), 「2. 年度計画明細」欄 (初年度欄, 2 年度欄, 3 年度欄, 合計欄を除く) の記載部分	2 号イ及びロ	9 0	—

			15頁ないし16頁	2号イ 及びロ	9 1	—
文書5	①	復命書	1頁下から4行目12文字目ないし20文字目	2号イ	9 2	—
	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁「組合種別」欄，「事務総括者氏名」欄，「監査役職氏名」欄，「出納責任者役職・氏名」欄，「代表者印保管責任者氏名」欄，「専用口座通帳保管責任者氏名」欄，「内部監査」欄，「事務組合担当職員数」欄（専任，兼任，人の文字を除く），「活動状況」欄の全て，「事務処理状況」欄左から2，3列，「書類整備状況」欄左から2，3列の記載事項，欄外の注	1号， 2号 イ，6 号イ	9 3	2頁の「組合種別」欄
			3頁「保険料の申告状況」欄，「保険料の徴収・納付・保管等の状況」欄（労働保険番号（基幹番号末尾）欄を除く）の記載部分	2号 イ，6 号イ	9 4	—
			4頁「保険料の徴収・納付・保管等の状況」欄（労働保険番号（基幹番号末尾）欄を除く）の記載部分	2号 イ，6 号イ	9 5	—
			5頁「報奨金の区分経理の状況」欄の記載欄	2号 イ，6 号イ	9 6	—

		6頁の「所見」欄の記載事項、欄外の注	1号, 2号イ, 6号イ	9 7	—
③	別添「事務組合のマイナンバー制度への対応に係る監査の確認内容等について」	7頁「項目」欄1, 2, 3, 4の「確認・評価内容(該当に○)」欄, 「備考(特記事項等)」欄の記載事項	2号イ 及び ロ, 6号イ	9 8	—
④	復命書(保険料等算定基礎調査事蹟書)	8頁「労働保険番号」欄, 「調査対象事業場名」欄, 「算定年度」欄, 「業種」欄, 「選定項目」欄, 「労拠別」欄, 「調査前保険料拠出金」欄, 「調査後保険料拠出金」欄, 「調査後と調査前の差」欄, 「追徴金」欄, 「追徴・還付理由」欄, 「小計・合計」欄の記載部分	2号イ, 6号イ	9 9	—
⑤	労働保険事務組合台帳	9頁「④担当係名」欄, 「⑩委託を受けて処理する事務」欄, 「⑪事務処理状況」欄, 「⑫会費及び手数料」欄, 「⑬委託事業主」欄のうち「(28年9月14日), (28年1月6日), (27年8月31日)に該当する」欄の記載部分	1号, 2号イ 及びロ	1 0 0	—
⑥	労働保険事務組合台帳(続紙)	10頁「監査, 指導等実施年月日」欄, 「監査指導等の内容及び状況」欄, 「記事」欄の記載部	2号イ 及びロ	1 0 1	—

		分			
⑦	新規委託・委託解除・還付一覧 No.1	11頁, 13頁, 15頁, 16頁, 18頁の【新規委託】「枝番号」欄, 「事業場名」欄, 「日付(新規委託)」欄の記載部分	1号, 2号イ及びロ	102	—
⑧	新規委託事業場名簿	12頁, 14頁, 17頁, 19頁の「枝番号」欄, 「事業場名」欄, 「日付」欄, 「事務処理開始年月日」欄, 「受託の可否」欄, 「受託書一部交付」欄, 「事務処理委託年月日」欄, 「HW受理日」欄, 「委託年月日」欄の記載部分	1号, 2号イ及びロ	103	—
⑨	普通預金通帳写し	20頁ないし23頁, 25頁, 27頁	1号, 2号イ及びロ	104	—
⑩	FAX送付票	24頁の発信元欄の氏名, 連絡事項欄2行目21文字目ないし27文字目	1号, 2号イ及びロ	105	—
⑪	領収済通知書写し	26頁の内訳欄(労働保険料欄, 一般拠出金欄), 納付額(合計額)欄の記載事項	2号イ及びロ	106	—
⑫	特定銀行と題する帳簿	28頁ないし30頁の頁数及び特定労働保険事務組合の名称以外の部分	1号, 2号イ及びロ	107	—
⑬	特定労働保険事務組合の平成28年度通常総会議案書	31頁3行目ないし6行目, 8行目ないし41頁	1号, 2号イ及びロ, 4	108	—

			号		
⑭	特定労働保険事務組合事務処理規約	42頁ないし48頁の42頁1行目以外の部分	2号イ及びロ	109	—
⑮	労働保険事務等委託書	49頁及び52頁の「事業場名」欄、「事業場の所在地」欄、「常時使用労働者数」欄、「雇用保険被保険者数」欄、「委託事務処理開始年月日」欄、上記のとおり貴組合に労働保険の事務処理等の処理を委託します。との文言で始まる欄のうち「郵便番号」欄、「電話」欄、「年月日」欄、「事業主の住所、氏名」欄、労働保険番号欄のうち「枝番号」欄、労働保険事務組合の所在地、代表者氏名を記入する欄のうち「年月日」欄、申請事業場の名称及び代表者名、申請事業場、特定労働保険事務組合の印影	1号、2号イ及びロ、4号	110	—
⑯	特定個人情報の取扱いに関する覚書	50頁ないし51頁の51頁1行目以外の部分及び68頁ないし69頁の68頁1行目以外の部分	1号、2号イ及びロ、4号	111	—
⑰	特定株式会社の所在地、名称、代表者の氏名が記載された紙	53頁の記載部分及び印影	1号、2号イ及びロ、4号	112	—

	⑱	特定個人情報取扱規程	54頁ないし65頁の54頁1行目以外の部分	2号イ及びロ	1 1 3	—
	⑲	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	66頁1行目以外の部分	2号イ及びロ	1 1 4	—
	⑳	○当センターで取り扱う事務の範囲及び利用目的	67頁の表題以外の部分	2号イ及びロ	1 1 5	—
	㉑	特定個人情報等の運用状況記録票	70頁	2号イ及びロ	1 1 6	—
	㉒	特定個人情報ファイル管理台帳	71頁	2号イ及びロ	1 1 7	—
	㉓	特定個人情報等持ち出し記録簿	72頁	2号イ及びロ	1 1 8	—
文 書 6	①	復命書	1頁下から4行目12文字目ないし19文字目	2号イ	1 1 9	—
	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁「組合種別」欄、「事務総括者氏名」欄、「監査役等 職氏名」欄、「出納責任者 職氏名」欄、「代表者印保管責任者氏名」欄、「専用通帳保管者氏名」欄、「事務組合担当職員数」欄（専任，兼任，人の文字を除く），「管理体制」欄左から2，3列，「活動状況」欄左から2，3列，「労働保険委	1号， 2号 イ，6 号イ	1 2 0	2頁の「組合種別」欄

		託事務処理」欄左から 2, 3列			
		3頁「保険料の申告と納 付手続」欄, 「保険料の 保管」欄, 「雇用保険の 得喪事務」欄, 「事務組 合の変更届の提出」欄, 「委託手数料等の徴収」 欄のいずれも左から3, 4列の記載部分	2号 イ, 6 号イ	1 2 1	—
		4頁「報奨金の申請・区 分経理の状況」欄の左か ら5, 6列(「交付要件 具備・交付申請書作成」 欄及び「収入関係」欄は 左から3, 4列)の記載 部分, 「委託事業場の算 調等」欄, 「前回指示の 改善状況」欄の左から 2, 3列の記載部分	2号 イ, 6 号イ	1 2 2	—
		5頁「所見」欄の記載事 項	1号, 2号 イ, 6 号イ	1 2 3	—
③	復命書(保険料 等算定基礎調査 事蹟書)	6頁「労働保険番号」 欄, 「調査対象事業所 名」欄, 「算定年度」 欄, 「業種」欄, 「選定項 目」欄, 「労扱別」欄, 「調査前保険料拠出金」 欄, 「調査後保険料拠出 金」欄, 「調査後と調査 前の差」欄, 「追徴金」 欄, 「追徴・還付理由」 欄, 小計・合計欄の記載	2号 イ, 6 号イ	1 2 4	—

		部分			
④	労働保険事務組合台帳	7頁「④担当係名」欄，「⑩委託を受けて処理する事務」欄，「⑪事務処理状況」欄，「⑫会費及び手数料」欄，「⑬委託事業主数」欄のうち（29年9月25日）（28年9月14日），（28年1月6日），（27年8月31日）に該当する欄の記載部分	1号， 2号イ 及びロ	1 2 5	—
⑤	労働保険事務組合台帳（続紙）	8頁「監査，指導等実施年月日」欄，「監査 指導等の内容及び状況欄」欄，「記事」欄部分の記載部分	2号イ 及びロ	1 2 6	—
⑥	新規委託・委託解除・還付一覧No.1	9頁，11頁，13頁，15頁，17頁の【新規委託】，【委託解除】，【還付】における「枝番号」欄，「事業所名」欄，「日付（新規委託）」欄，「状況」欄の記載部分	1号， 2号イ 及びロ	1 2 7	—
⑦	表題のない集計表	10頁，12頁，14頁，16頁，18頁の「枝番号」欄，「No.1 事業所名」欄，「年度」欄，「金額（還付）」欄，「領収書の種類」欄，「拠出金の額」欄，「帳簿等の記載」欄の記載部分	2号イ 及びロ	1 2 8	—
⑧	新規委託事業場名簿	19頁ないし28頁「枝番号」欄，「No.1 事業場	1号， 2号イ	1 2	—

		名」欄,「日付」欄,「状況」欄,「委託事務処理開始年月日」欄,「受託の可否」欄,「受託書一部交付」欄,「事務処理委託年月日」欄,「HW受理日」欄,「委託年月日」欄,「減額訂正報告の提出」欄の記載部分	及びロ	9	
⑨	(別紙資料No.2)滞納事業場の状況	29頁「末尾番号」欄,「枝番号」欄,「事業場名」欄,「滞納額(監査日前日現在)」欄,「滞納事業場報告年月日」欄,「事業主の現況,督促状況,納付見込みの状況等」欄の記載部分	2号イ及びロ	130	—
⑩	年度途中の成立・解除分別添	30頁「保険料の増減訂正報告年月日」欄の記載部分	2号イ及びロ	131	—
⑪	特定労働保険事務組合の平成29年度通常総会議案書	31頁3行目ないし6行目,8行目ないし21行目,32頁ないし43頁	1号,2号イ及びロ,4号	132	—
⑫	特定労働保険事務組合事務処理規約	44頁2行目ないし50頁	2号イ及びロ	133	—
⑬	特定個人情報取扱規程	51頁2行目ないし62頁	2号イ及びロ	134	—
⑭	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	63頁2行目ないし30行目	2号イ及びロ	135	—

	⑮	特定労働保険事務組合で取り扱う特定個人情報に関する文書	64頁	1号, 2号イ及びロ, 4号	1 3 6	—
	⑯	特定個人情報の取扱いに関する覚書	65頁2行目ないし66頁, 67頁2行目ないし68頁	1号, 2号イ及びロ	1 3 7	—
	⑰	普通預金通帳写し	69頁ないし78頁	1号, 2号イ及びロ	1 3 8	—
	⑱	特定帳簿	79頁ないし80頁	1号, 2号イ及びロ	1 3 9	—
	⑲	特定銀行(特定会計)と題する通帳	81頁ないし82頁	1号, 2号イ及びロ	1 4 0	—
	⑳	手書きメモ	83頁	2号イ及びロ	1 4 1	—
	㉑	特定銀行特定サービスご利用控及び手書きメモ	84頁	1号, 2号イ及びロ	1 4 2	—
	㉒	1. 特定労働保険事務組合についてと題する文書	85頁	2号イ及びロ	1 4 3	—
文書 7	②	労働保険事務組合監査復命書	2頁「組合種別」欄, 「事務総括者氏名」欄, 「監査役等 職氏名」欄, 「出納責任者 職氏名」欄, 「代表者印保管者氏名」欄, 「専用通帳保管者氏名」欄, 「事務組合担当職員数」欄(専任, 兼任, 人の文字を除	1号, 2号イ, 6号イ	1 4 4	2頁の「組合種別」欄

		く),「管理体制」欄左から2,3列,「活動状況」欄左から2,3列(「委託事業場数の内訳」欄は4列ないし6列),「労働保険委託事務処理」欄左から2,3列			
		3頁「保険料の申告と納付手続」欄,「保険料保管」欄,「雇用保険の得喪事務」欄のいずれも左から3,4列の記載部分,「事務組合の変更届の提出」欄,「委託手数料等の徴収」欄のいずれも左から2,3列の記載部分	2号イ,6号イ	145	—
		4頁「報奨金の申請・区分経理の状況」欄の左から5,6列の記載部分(「交付要件具備・交付申請書作成」欄及び「収入関係」欄は左から3,4列),「委託事業場の算調等」欄,「前回指示の改善状況」欄の左から2,3列の記載部分	2号イ,6号イ	146	—
		5頁の「所見」欄の記載事項	1号,2号イ,6号イ	147	—
③	特定労働保険事務組合の令和3年度通常総会議案書	6頁3行目ないし6行目,7頁ないし27頁	1号,2号イ及びロ,4号	148	—

④	特定特別加入団体Aの令和3年度通常総会議案書	28頁3行目ないし6行目, 8行目ないし38頁	1号, 2号イ及びロ, 4号	149	—
⑤	特定労働保険事務組合定款	39頁2行目ないし46頁	2号イ及びロ	150	—
⑥	特定労働保険事務組合事務処理規約	47頁2行目ないし54頁	2号イ及びロ	151	—
⑦	特定労働保険事務組合特定個人情報取扱規程	55頁2行目ないし66頁	2号イ及びロ	152	—
⑧	特定行為の記録票	67頁ないし68頁	2号イ及びロ	153	—
⑨	特定行為の管理台帳	69頁	2号イ及びロ	154	—
⑩	特定行為の記録簿	70頁	2号イ及びロ	155	—
⑪	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	71頁2行目ないし30行目	2号イ及びロ	156	—
⑫	○当センターで取り扱う事務の範囲および利用目的	72頁の表題以外の部分	2号イ及びロ	157	—
⑬	労働保険事務等委託解除通知書	73頁の労働保険番号欄のうち「枝番号」欄, 「雇用保険事業所番号」欄, 「事業場名」欄, 「事業場の所在地」欄, 「常	1号, 2号イ及びロ, 4号	158	—

		時使用労働者数」欄，「雇用保険被保険者数」欄，「委託解除の理由」欄，「委託解除年月日」欄，上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。との文言のある枠内，年月日の部分，郵便番号，名称，所在地，代表者氏名の記載部分，日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。との文言のある枠内，年月日，名称，申請者の代表者の記載部分，申請者及び特定労働保険事務組合の印影			
⑭	組機械様式第4号 労働保険労働保険事務等処理委託事業主名簿	74頁ないし75頁「枝番号」欄，「事業場の名称」欄，「事業主の氏名」欄，「雇用保険事業所番号」欄，「委託年月日」欄，「委託解除年月日」欄，「事業場の所在地 電話番号」欄，「保険関係」欄，「業種番号」欄，「雇保区分」欄，「メリット」欄，「申告済概算保険料」欄，「第1種特別加入者」欄（「No.」欄，「氏名」欄，「給付基礎日額（円）」欄，「承認年月日」欄），「口座振替関	1号，2号イ及びロ	159	—

		係」欄（「銀行名」欄，「支店名」欄，「預金者名」欄，「契約者番号（集約番号）」欄，「銀行コード／支店コード／種目／口座番号」欄）の記載事項，上部にある手書きの文字			
⑮	組機械様式第1号 労働保険令和2年度 労働保険料等徴収及び納付簿	76頁ないし77頁「枝番号」欄，「事業場の名称（電話番号）」欄，「確定保険料関係」欄（「確定保険料」欄，「申告済概算保険料」欄，「過納額（還付）」欄，「不足額」欄，「事業主から領収した月日」欄，「政府へ納付した月日」欄を含む），「概算保険料関係」欄（「概算保険料」欄，「充当額」欄，「本年度概算徴収額」欄，「拠出金確定」欄，「拠出金充当額」欄，「第1期（全期）」欄，「拠出金1期」欄を含む），「事業主から領収した月日」欄（第2期，第3期を含む），「政府へ納付した月日」欄，「第2期欄，拠出金2期」欄，「第3期欄，拠出金3期」欄，「督促事項および追徴金延滞金等領収・納付状況」欄，「予備欄（円）」欄，「会費」欄，「領収月日」欄	2号イ及びロ	160	—

		の記載部分			
⑯	組様式第8号 労働保険料等領 収書(控)	78頁の労働保険番号欄 のうち「枝番号」欄, 「委託事業主の住所,氏 名」欄,領収金額欄, 「内訳」欄のうち「種 別」欄,「納入金額」 欄,「計」欄の記載部 分,「領収年月日」欄, 「No.」欄の記載事項, 印影,手書き部分	2号イ 及 び ロ, 4 号	1 6 1	—
⑰	特定労働保険事 務組合作成の文 書	79頁	1号, 2号イ 及びロ	1 6 2	—
⑱	領収証	80頁「金額」欄,「年 月日」欄,「領収者の住 所,名称,代表者」欄の 記載部分,印影	1号, 2号イ 及 び ロ, 4 号	1 6 3	—
⑲	普通預金通帳写 し	81頁ないし91頁, 9 6頁ないし112頁	1号, 2号イ 及びロ	1 6 4	—
⑳	特定銀行(特定 会計)と題する 帳簿	92頁ないし95頁	1号, 2号イ 及びロ	1 6 5	—

(注) 諮問庁の理由説明書を基に, 当審査会事務局にて作成。